

飲用井戸設置届書

年 月 日

八幡市長 様

届出者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	届出者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）
	電話 ー

飲用井戸を設置し、開始しましたので届出します。			
施設	名称	電話 ー	
	所在地	八幡市	
管理者	氏名	電話 ー	
	所在地		
区分	<input type="checkbox"/> 一般飲用井戸	<input type="checkbox"/> 個人住宅 <input type="checkbox"/> 寄宿舍 <input type="checkbox"/> 社宅 <input type="checkbox"/> 共同住宅 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
	<input type="checkbox"/> 業務用飲用井戸	<input type="checkbox"/> 官公庁 <input type="checkbox"/> 学校 <input type="checkbox"/> 店舗（ ） <input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> その他（ ）	
井戸の種類	<input type="checkbox"/> 堀井戸 <input type="checkbox"/> 堀井戸にパイプ <input type="checkbox"/> 打込井戸 <input type="checkbox"/> その他（ ）		
井戸の深さ	m（取水位置）		
井戸の使用用途		滅菌器	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
井戸水用の貯水槽	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	上水道	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
使用開始年月日	年 月 日	一日平均利用者数	人

参 考 事 項

※飲用井戸設置届の裏に確約書を両面印刷し提出してください。

確約書

八幡市長 様

設置者

住所

氏名

Ⓜ

連絡先

飲用井戸を設置するにあたり、下記の事項を遵守することを確約致します。

井戸の衛生管理に関して

- 1 井戸及びその周辺にみだりに人や動物が立ち入らないよう適切な措置を行います。
- 2 井戸やその周辺を定期的に点検し、清潔に保持するよう努めます。
- 3 飲用を開始する前に、水道法の水質基準全項目に準じた水質検査を行います。

水質検査に関して

- 1 定期的（1年に1回以上）に水質検査を行います。
- 2 日頃から水の色、濁り、味、臭い等に気を付けます。
- 3 異常があれば飲用を中止し、水質検査を行います。
- 4 井戸水が人の健康を害する恐れが判明した時は、直ちに市へ連絡すると共に山城北保健所へ連絡します。

飲用井戸の中止に関して

- 1 井戸から水道に切替えた場合は、すみやかに市へ所定の手続きを行います。

水道水と井戸を併用する場合の注意点

- 1 水道水と井戸水がクロスコネクションとならないよう施工します。

※クロスコネクション（誤接続）とは

水道水を給水する「給水管」と、井戸水などの「水道以外の管」が直接接続されていることをクロスコネクションといいます。また、バルブ等で必要に応じて水道水と井戸水などを切替えて使用している状態もクロスコネクションとなります。